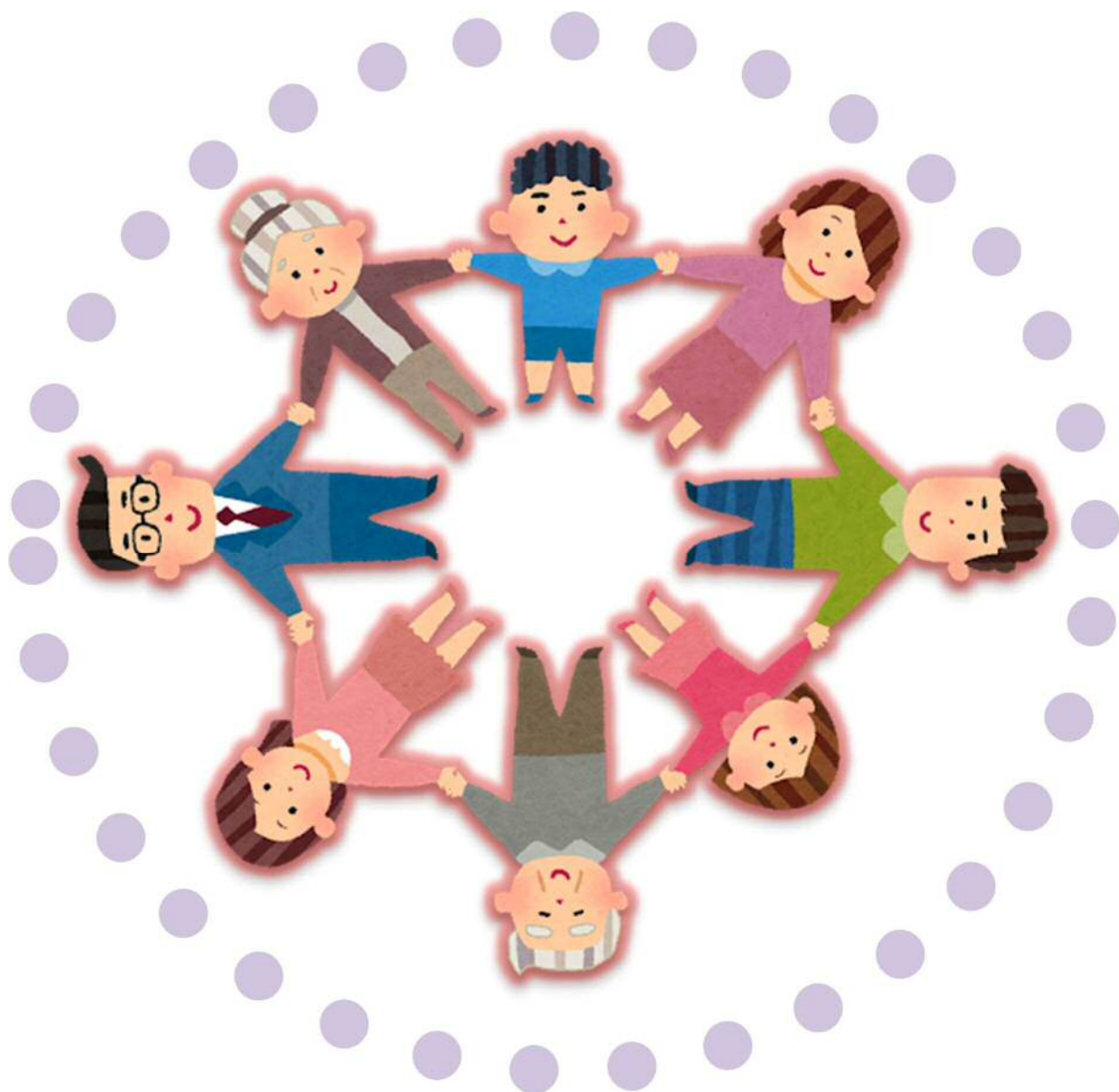


障害福祉制度ガイドブック



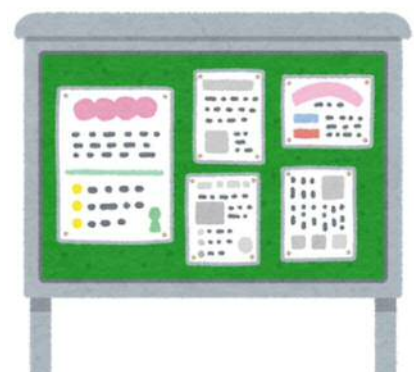
多賀城市

令和6年度版

もくじ

1. ガイドブックについて	3
2. 手当・年金・健康保険	4
障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害基礎年金・障害年金生活者支援給付金・障害厚生年金・心身障害者扶養共済制度・後期高齢者医療制度への加入	
3. 医療費の助成制度	7
自立支援医療（更生医療）・自立支援医療（育成医療）・自立支援医療（精神通院医療） 自立支援医療の自己負担額と軽減措置・心身障害者医療費助成制度 特定疾病療養受療証の交付	
4. 税金・公共料金の減免等	9
障害者控除・国民健康保険税の介護保険適用除外・NHK放送受信料の減免 携帯電話基本使用料等の割引・ふれあい案内・NTTファックス104 自動車（軽自動車）税・自動車（軽自動車）取得税の減免	
5. 公共交通機関・自動車	12
タクシー運賃の割引・JR運賃の割引・私鉄運賃の割引・仙台市地下鉄・バス運賃の割引 宮城交通バスの運賃の割引・航空機（国内線）運賃の割引・旅客船運賃の割引 有料道路通行料金の割引・自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度・駐車禁止除外車両標章の交付 福祉タクシー利用助成・自動車燃料費等利用助成	
6. 補装具・日常生活用具	16
補装具の交付・修理・日常生活用具の給付等・難聴児補聴器購入助成	
7. 日常生活の援助等	17
在宅酸素濃縮器利用助成・声の広報等の発行・手話通訳者・要約筆記者の派遣・ヘルプマークの配布	

8. 障害福祉サービス	18
障害者総合支援法・児童福祉法	
9. その他.....	22
児童発達支援センター「太陽の家」・地域活動支援センター「コスモスホール」	
10. 相談窓口について.....	26
11. 市内の主な障害者団体等.....	27
12. 各種問い合わせ先.....	28



1. ガイドブックについて

このガイドブックは、主に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方や難病患者等の方が利用できる福祉制度やサービスについて、紹介したものです。

※掲載内容は、概ね令和6年4月1日現在の内容で作成しております。

その後、内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

《参考:主な障害者手帳等の概要》

区 分	内 容																																																																																																	
身体障害者手帳	<p>手帳等級：障害の重い順に1級から6級まであります。 上肢・下肢・運動機能障害については、7級までありますが、手帳が発行されるのは6級からとなります。</p> <p>障害種別及び等級表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障害の種類</th> <th colspan="6">等 級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>平衡機能</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>音声・言語機能障害</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由（7級まで）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由（7級まで）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非進行性脳病変による運動機能障害（7級まで）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>心臓・腎臓・呼吸器機能障害</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>膀胱・直腸・小腸機能障害</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>免疫機能障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	障害の種類	等 級						1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚障害	○	○	○	○	○	○	聴覚障害	-	○	○	○	-	○	平衡機能	-	-	○	-	○	-	音声・言語機能障害	-	-	○	○	-	-	上肢不自由（7級まで）	○	○	○	○	○	○	下肢不自由（7級まで）	○	○	○	○	○	○	体幹不自由	○	○	○	-	○	-	非進行性脳病変による運動機能障害（7級まで）	○	○	○	○	○	○	心臓・腎臓・呼吸器機能障害	○	-	○	○	-	-	膀胱・直腸・小腸機能障害	○	-	○	○	-	-	免疫機能障害	○	○	○	○	-	-	肝臓機能障害	○	○	○	○	-	-
障害の種類	等 級																																																																																																	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																												
視覚障害	○	○	○	○	○	○																																																																																												
聴覚障害	-	○	○	○	-	○																																																																																												
平衡機能	-	-	○	-	○	-																																																																																												
音声・言語機能障害	-	-	○	○	-	-																																																																																												
上肢不自由（7級まで）	○	○	○	○	○	○																																																																																												
下肢不自由（7級まで）	○	○	○	○	○	○																																																																																												
体幹不自由	○	○	○	-	○	-																																																																																												
非進行性脳病変による運動機能障害（7級まで）	○	○	○	○	○	○																																																																																												
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	○	-	○	○	-	-																																																																																												
膀胱・直腸・小腸機能障害	○	-	○	○	-	-																																																																																												
免疫機能障害	○	○	○	○	-	-																																																																																												
肝臓機能障害	○	○	○	○	-	-																																																																																												
療育手帳	<p>障害程度：A ⇒ 最重度（おおむねIQ20以下）、重度（おおむねIQ21～35） B ⇒ 中度（おおむねIQ36～50）、 軽度（おおむねIQ51～70） ※広汎性発達障害の診断を受けている場合IQ79まで</p>																																																																																																	
精神障害者保健福祉手帳	<p>精神疾患により、日常生活や社会生活に一定以上の制限がある方 等級と障害程度の表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">1級</td> <td>身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の方</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>日常生活に著しい制限を受けており、援助を必要とする程度の方</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>日常生活または社会生活に一定の制限を受けている方</td> </tr> </tbody> </table>	1級	身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の方	2級	日常生活に著しい制限を受けており、援助を必要とする程度の方	3級	日常生活または社会生活に一定の制限を受けている方																																																																																											
1級	身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の方																																																																																																	
2級	日常生活に著しい制限を受けており、援助を必要とする程度の方																																																																																																	
3級	日常生活または社会生活に一定の制限を受けている方																																																																																																	
難病患者	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に規定する、指定難病患者</p>																																																																																																	

2. 手当・年金・健康保険



○障害児福祉手当

受給者	20歳未満の重度障害児
内容	<p>20歳未満で身体又は精神に著しい障害を有する在宅の方に対し支給される手当です。 月額15,690円（R6. 4月～）を支給（2、5、8、11月に支給） おおむね下記の障害程度に該当し、障害児福祉手当認定基準を満たす場合に、手当が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳おおむね1・2級の一部 療育手帳A（おおむねIQ20以下） 重度の知的障害、精神障害により日常生活の動作や行動が一人で困難な状態 重篤な疾患により長期にわたり常時介護を要する状態 <p>（注）この制度は、国独自の認定審査基準（障害程度・所得制限）に基づくものですので、必ずしも各種障害者手帳の等級と合致するものではありません。</p>
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> 施設などに入所している（グループホーム、ショートステイは在宅扱い） 対象児童及び、その方と生計を同一にしている扶養義務者の方の前年の所得が一定限度以上ある場合
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係

○特別障害者手当

受給者	20歳以上の重度障害者
内容	<p>精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に対し支給される手当です。 月額28,840円（R6. 4月～）を支給（2、5、8、11月に支給） おおむね下記の障害程度に該当し、特別障害者手当認定基準を満たす場合に、手当が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度（身体障害者手帳1・2級程度）の障害を重複している場合 重度身体障害と重度知的・精神障害を重複している場合 重度の内部障害、重篤な疾患により長期にわたり常時介護を要する場合 重度知的・精神障害により日常生活の動作や行動が一人でほとんどできない状態 <p>（注）この制度は、国独自の認定審査基準（障害程度・所得制限）に基づくものですので、必ずしも各種障害者手帳の等級と合致するものではありません。</p>
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> 施設などに入所している（グループホーム、ショートステイは在宅扱い） 病院等に継続して3か月を超えて入院している 障害者本人及び、その方と生計を同一にしている配偶者や扶養義務者の方の前年の所得が一定限度以上ある場合
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係

○特別児童扶養手当

受給者	20歳未満の障害児の保護者
内 容	<p>下表に該当する場合に1級：月額55,350円、2級：月額36,860円（R6. 4月～）を支給（4、8、11月に支給）</p> <p>※内臓疾患、血液疾患等により下記同等の障害がある場合は、対象となる場合があります。</p> <p>※18歳から20歳未満の一定の障害を持つ児童の保護者が、児童扶養手当受給者の場合は、その児童が20歳に達する月まで児童扶養手当の支給期間延長の対象となる場合があります。（別途、支給期間延長届が必要）。</p>
	<p>1級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳おおむね1・2級 ・療育手帳A ・精神障害により日常生活において常に他人の介助・保護を必要とする状態
	<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳おおむね3級及び4級の一部 ・療育手帳Bの一部 ・精神障害により他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な状態
支給制限	・所得制限額を超過している場合 ・障害児が施設に入所している場合（母子入所を除く）
窓 口	子ども政策課 子育て支援係（認定：宮城県）



○障害基礎年金

内 容	<p>次の条件をすべて満たしている方に支給されます。</p> <p>①20歳前、国民年金の被保険者期間中または60歳から65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やケガの初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）があること。（既に老齢基礎年金を受けている方を除きます。）</p> <p>②上記①の病気やケガによる障害の程度が、障害認定日（20歳に到達したとき、または初診日から1年6か月経過時点、1年6か月以内にその病気やケガが治った（症状が固定した）時点）、またはその後65歳までの間において、国民年金法の障害等級1・2級（手帳の等級とは異なります。）の状態になっていること。</p> <p>③納付要件を満たしていること。</p>
納付要件	<p>初診日の前日において、次のいずれかの条件を満たしていることが必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合、納付要件は不要です。</p> <p>①初診日がある月の2か月前までの公的年金の加入期間のうち、2/3以上が保険料納付済みであること。</p> <p>②初診日に65歳未満であり、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に、保険料の未納がないこと。</p> <p>※保険料の納付済みの期間には保険料免除、厚生年金、共済年金の期間を含みます。</p>
年 金 額	<p>1級：当年度の老齢基礎年金満支給額×1.25+子の加算</p> <p>2級：当年度の老齢基礎年金満支給額+子の加算</p> <p>※老齢基礎年金満支給額とは、20歳から60歳までの40年間全額納付した方が65歳で年金請求した場合に支給される老齢基礎年金額です。</p> <p>※「子の加算」の子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの子または障害等級1・2級の20歳未満の子です。</p>
窓 口	国保年金課 国保年金係

○障害年金生活者支援給付金

内 容	年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るためには請求書の提出が必要です。
支給要件	次の要件をすべて満たしている方が受給できます。 ①障害基礎年金を受けている。 ②前年の所得※1が「4,721,000円※2」以下である。 ※1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。 ※2 扶養親族等の数に応じて増額
金 額	障害等級1級の方：6,425円 障害等級2級の方：5,140円
窓 口	国保年金課 国保年金係



○障害厚生年金

内 容	初診日に厚生年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしている方が、初診日から1年6か月経過時点、または1年6か月以内にその病気やケガが治った（症状が固定した）時点で、厚生年金保険法に定める障害等級（1～3級）の状態である場合に支給されます。
納付要件	障害基礎年金と同様
年 金 額	1・2級は障害基礎年金に上乗せする形で、3級は障害基礎年金部分がなく厚生年金保険から支給されます。被保険者の年金加入状況や、障害等級等により年金額が異なります（手帳の等級とは異なります。）。
窓 口	仙台東年金事務所 お客様相談室

○心身障害者扶養共済制度

内 容	保護者が生存中に一定額の掛金を納付することで、保護者が万一死亡又は重度障害になったとき、残された障害のある方に年金（1口あたり月2万円）を終身にわたり支給し、生活の安定を図る制度
加入資格	次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。（年齢制限はありません。） ①知的障害 ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害 ③精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方
掛 金	月額掛金は、加入時の年齢によって異なり、2口まで加入が可能（減免制度あり）
窓 口	介護・障害福祉課 障害福祉係（認定：宮城県）

○後期高齢者医療制度への加入

内 容	75歳以上の方が対象となる後期高齢者医療制度に、一定の障害のある65歳以上の方も加入することができます。 所得や世帯の状況により窓口の負担割合や保険料が異なりますので、事前にお問い合わせください。
届出に必要なもの	健康保険証、障害者手帳
窓 口	国保年金課 国保年金係

3. 医療費の助成制度

○自立支援医療（更生医療）

対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、宮城県リハビリテーション支援センターの判定により給付が必要と判定された方
内容	指定医療機関において、障害の程度を軽減、除去又は障害の進行を防ぐ場合に、費用の一部を公費で負担する制度 人工透析、心臓バイパス造成、ペースメーカー植込、関節形成、角膜移植、白内障手術等
自己負担	医療費の1割（所得等に応じた月額負担上限額の設定あり、入院時の食費は自己負担）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書 市町村民税等調査同意書 指定医療機関の医師の意見書 身体障害者手帳 健康保険証 マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書など、個人番号が記載されている書類 障害年金等を受給している場合は、振込通知書等
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係

○自立支援医療（育成医療）

対象者	18歳未満の身体に障害がある児童
内容	指定医療機関において、障害の程度を軽減、除去又は障害の進行を防ぐ場合に、費用の一部を公費で負担する制度
自己負担	医療費の1割（所得等に応じた月額負担上限額の設定あり、入院時の食費は自己負担）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書 市町村民税等調査同意書 指定医療機関の医師の意見書 健康保険証 マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書など、個人番号が記載されている書類
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係

○自立支援医療（精神通院医療）

対象者	精神疾患により、精神科等に通院している方
内容	指定医療機関において、通院による診療、投薬等を受けた場合に、費用の一部を公費で負担する制度（有効期間は1年間）です。 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）及び、医師が必要と判断した方は、高額治療継続者（重度かつ継続）扱いとなります。
自己負担	医療費の1割（所得等に応じた月額負担上限額の設定あり）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 市町村民税等調査同意書 指定医療機関の医師の診断書 健康保険証 マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書など、個人番号が記載されている書類 障害年金等を受給している場合は、振込通知書等 <p>※ 受給者証の記載内容に変更があった場合は、窓口で変更手続きが必要になります。</p>
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係（認定：宮城県）

○自立支援医療の自己負担と軽減措置

世帯の市町村民税課税額または本人の収入に応じ、月ごとに負担上限額が設定されています。世帯の単位は、住民票上の家族のうち、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となる場合もあります。

生活保護世帯	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 負担〇円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			育成医療の経過措置 負担上限額 5,000円		
			重 度 かつ 継 中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	続(※) 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※：「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
 - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・ 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）

○心身障害者医療費助成制度

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級、3級（3級は内部疾患のみ）をお持ちの方 ・療育手帳Aをお持ちの方、知的障害者福祉法に定める職親に委託されている方で療育手帳Bをお持ちの方 ・特別児童扶養手当1級の支給対象児童（20歳になった月の末日まで） ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
内容	医療保険が適用になった病院や調剤薬局等の自己負担分を助成 ただし、入院中の食事代や保険が適用にならない健康診断、予防接種、差額室料、容器代等は助成の対象になりません。
支給制限	本人、保護者等の所得に応じて、制限を設けています。父または母の両親等と一緒に生活している場合は、扶養義務者として両親等の所得も審査の対象となります。
窓口	国保年金課 国保庶務係

○ 特定疾病療養受療証の交付

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全の方 ・血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害、または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害）の方 ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）の方
内容	特定疾病にかかる医療費の医療機関へ支払う自己負担額が、1つの医療機関あたり10,000円/月（入院・外来別、人工透析を実施している70歳未満の方で、前年の総所得金額が600万円を超える世帯は20,000円）を超える部分を公費負担する制度
窓口	国保年金課 国保年金係 (社会保険の方は各健康保険組合、または全国健康保険協会にお問い合わせください)

4. 税金・公共料金の減免等

○障害者控除

特別障害者	・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級
普通障害者	・身体障害者手帳3～6級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2級、3級
控除額	・特別障害者 ⇒ 所得税40万円、住民税30万円 ・普通障害者 ⇒ 所得税27万円、住民税26万円 ※ねたきり等高齢者についても、認定基準に該当すれば、介護・障害福祉課で発行する証明書を添付することにより、控除の対象となる場合があります。
窓口	所得税 ⇒ 塩釜税務署 電話022-362-2151 住民税 ⇒ 税務課市民税係

※その他、各種税の障害者に対する免除、減免等については各担当窓口にお問い合わせください。

○国民健康保険税の介護保険適用除外

内容	国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）が介護保険適用除外施設に入所（入院）した場合、届出により国民健康保険税のうち介護分の保険税の納付が不要となります。
介護保険適用除外施設とは	指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る）、障害者支援施設（生活介護を行うものに限る）、医療型障害児入所施設など ※具体的な対象施設については、申請窓口にご確認ください。
届出に必要なもの	介護保険適用除外届出書、障害福祉サービス受給者証、世帯主及び対象者のマイナンバーカード等本人確認書類
窓口	国保年金課 国保年金係

○NHK放送受信料の減免

全額免除	身体、知的又は精神の障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合
半額免除	・視覚又は聴覚の障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 ・重度の障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 ※重度の障害者とは「身体障害（1級、2級）、知的障害（A）、精神障害（1級）」
申請に必要なもの	・印鑑（朱肉を使って押すもの） ・各種障害者手帳 ・申請書（半額免除・全額免除）
申請窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係
問合わせ	NHKふれあいセンター 電話0570-007-007 FAX045-522-3044

○携帯電話基本使用料等の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（等級限定なし）
内容	障害者本人が契約名義人となっている携帯電話をお使いの場合、基本使用料やその他のサービスについて割引となる場合があります。
窓口	お近くの各携帯電話会社ショップ、電話取扱店

○ふれあい案内（NTT無料番号案内104番）

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳：1～6級の視覚障害者 • 身体障害者手帳：1級、2級の肢体不自由者（体幹・上肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） • 身体障害者手帳：2～6級の聴覚障害者 • 身体障害者手帳：3級、4級の音声機能障害者、言語機能障害者又はそしゃく機能障害者 • 療育手帳A、B • 精神障害者保健福祉手帳1～3級
内 容	電話帳の利用が困難な、視覚・上肢・聴覚等に障害のある方、知的障害及び精神障害のある方は、番号案内料が無料となる「ふれあい案内」を利用できます。 事前に登録が必要です。
窓 口	ふれあい案内事務局（土・日・祝日及び年末年始を除く） 電 話 0120-104-174（全国共通 9：00～17：00） FAX 0120-104-134（全国共通）

○NTTファックス104

内 容	耳や言葉の不自由な方が、ファックスで電話番号やファックス番号を問い合わせることができます。
料 金 等	1回の問い合わせは15件まで、104番の番号案内料金と同様
窓 口	申 込 FAX 0120-000-104（全国共通24時間受付・年中無休） 問合せ 電 話 0120-104-140（全国共通24時間受付・年中無休）



○自動車税・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

対象者	次のいずれかに該当する場合（4月1日現在の状況による。） ①障害者本人所有の自動車を、障害者本人が運転する場合 ②障害者本人所有の自動車を、生計を一にし、同居（同一敷地内の別居も可）する家族の方が障害者の通院等のために運転する場合 ③障害者のみの世帯で、障害者本人所有の自動車を、常時介護する方が運転する場合 ④知的障害者、精神障害者及び18歳未満の障害児の場合は、生計を一にし、同居（同一敷地内の別居も可）する家族が所有する自動車を、家族が運転する場合 ⑤障害者本人所有の自動車を、生計を一にする同居していない家族の方が運転する場合 ※障害者1名につき1台が減免の対象となります。	
申請窓口	【自動車税・軽自動車税（種別割）（以下、「種別割」という）】	
	①・⑤に該当する場合	普通自動車：塩釜県税事務所 軽自動車：市税務課固定資産税係
	②・④に該当する場合	普通自動車：障害福祉係（精神保健福祉手帳の方は仙台保健福祉事務所）で生計同一証明書を申請後、塩釜県税事務所 軽自動車：市税務課固定資産税係
	③に該当する場合	普通自動車：障害福祉係（精神保健福祉手帳の方は仙台保健福祉事務所）で「常時介護している」証明書を申請後、塩釜県税事務所 軽自動車：市税務課固定資産税係
【自動車税・軽自動車税（環境性能割）（以下、「環境性能割」という）】		
最寄りの県税事務所へお問合せください。（塩釜県税事務所 電話：022-365-4191）		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 自動車検査証又は自動車検査証記録事項（電子自動車検証の場合） 運転する方の免許証など マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書など、個人番号が記載されている書類 ※申請時の状況により必要書類が異なりますので、申請窓口にお問合せください。	
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> 種別割 ⇒ 自動車税：4月1日から納期限まで ※上記以降における自動車税の申請受付は県税事務所へご確認ください。 軽自動車税：4月1日から納期限まで 環境性能割 ⇒ 車両を購入した際 	

【障害者等の範囲】

障害の種類	身体障害者手帳						療育手帳	精神手帳
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	1級
視覚障害	◎	◎	◎	◎				
聴覚障害		◎	◎					
平衡機能、音声・言語機能障害			◎					
上肢不自由	◎	◎						
下肢不自由	◎	◎	◎	○	○	○		
体幹不自由	◎	◎	◎		○			
非進行性脳病変による運動機能障害	◎	◎※	◎※	○	○	○		
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	◎		◎					
膀胱・直腸・小腸機能障害	◎		◎					
免疫機能障害	◎	◎	◎					
肝臓機能障害	◎	◎	◎					
知的障害							◎	
精神障害								◎

◎・・・身体障害者本人または生計を同じくする方、常時介護する方が運転する場合に減免
 ○・・・身体障害者本人が運転する場合に減免
 ※ご不明な点は上記申請窓口へご確認ください。

5. 公共交通機関・自動車

○タクシー運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者（等級限定なし）
内容	乗車時に乗務員に手帳を提示すると、料金が1割引となります。 ※各都道府県タクシー協会加盟のタクシーに限ります。
窓口	各タクシー会社

○JR運賃の割引

※旅客鉄道運賃割引の第1種・第2種の区分は、身体障害者手帳に記載されています。療育手帳は「A」が第1種、「B」が第2種になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者						
内容	乗車券区分	割引率			身体	療育	取扱区間
		単独	介護付き				
	本人		介護者	1種	A	各駅相互間 ・本人が介護者とともに乗車する場合（距離制限なし） ・本人が単独で乗車する場合は片道100kmを超える区間に限られる。	
	50%	50%	50%				2種
	なし	50%	50%	1種	A	各駅相互間 ・本人が単独で乗車する場合には割引されません。	
定期乗車券 (12歳以上) 普通回数券 普通急行券	なし	50%	50%				1種 2種
定期乗車券 (12歳未満)	なし	なし	50%				
窓口	みどりの窓口、JR東日本お問い合わせセンター 電話 050-2016-1600（6:00～24:00）						

○私鉄運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者
内容	JRと同様の割引を行っている場合がありますが、取扱が若干異なりますので直接鉄道会社へお問い合わせください。
窓口	各鉄道会社

○仙台市地下鉄・バス運賃の割引（仙台市交通局）

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（等級限定なし）							
内容	乗車区分	割引率			身体	療育	精神	備考
		単独	介護付き					
	本人		介護者	○	○	○	・運賃支払時または乗車券を購入時に手帳を提示 ・写真添付のある手帳を提示のこと。	
普通乗車券	50%	50%	50%					○
定期乗車券 (12歳以上)	・定期券の期間により割引率は異なります。 ・大人通学定期は割引対象外			○	○	○		
窓口	仙台市交通局案内センター 電話 022-222-2256							

○宮城交通バス（ミヤコーバス）運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者							
内容	乗車区分	割引率			身体	療育	精神	備考
		単独	介護付き					
	本人		介護者					
	普通運賃	50%	50%	50%	1種	A	○ 本人のみ (路線バスのみ)	
50%		50%	なし	2種	B			
定期料金 (12歳以上)	30%	30%	30%	1種	A	なし		
	30%	30%	なし	2種	B	なし		
窓口	宮城交通 本社 電話 022-711-5310							

※他のバス会社についても同様の割引を実施している場合がありますので各バス会社にご確認ください。

○航空機（国内線）運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者						
内容	割引対象			身体	療育	精神	備考
	単独	介護付					
		本人	介護者				
○			○			<ul style="list-style-type: none"> 割引の内容や手続きについては、各社ごとに異なりますので、各社にお問い合わせください（割引を利用すると他の割引との併用ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。） 写真添付のある手帳を提示のこと。 	
窓口	各航空会社						

○旅客船運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者						
内容	割引対象			身体	療育	精神	備考
	単独	介護付					
		本人	介護者				
50%	50%	50%	1種	A	○	<ul style="list-style-type: none"> 割引の内容や手続きについては、各社ごとに異なりますので、各社にお問い合わせください（割引を利用すると他の割引との併用ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。） 写真添付のある手帳を提示のこと。 	
50%	50%	なし	2種	B			
窓口	各船舶会社						

○有料道路通行料金の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者				
内容	運転形態	割引率	身体	療育	備考
	障害者本人が運転	50%	1種 2種	なし	<ul style="list-style-type: none"> ご利用にあたっては事前に申請が必要です。 障害者本人又は親族等が所有する自家用車で有料道路を利用した場合、料金所で証明を受けた手帳を提示する（ETCを利用する場合を含む）と、料金が半額となります。※ETC利用での割引も事前に申請が必要 事前登録のない自動車（いっか、代車、ｸｯｼﾞ等）も対象 割引有効期限は申請した日から2回目の誕生日まで
申請に必要なもの	① ETCを利用しない場合：障害者手帳、車検証、免許証（本人運転の場合、2種の方） ② ETCを利用する場合：障害者手帳、車検証、免許証（本人運転の場合、2種の方） ETC車載器セットアップ証明書又は申込書、ETCカード（ 原則本人名義 ） ※オンライン申請（事前申請・登録手続き）URL https://www.exprssway-discount.jp				
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係 ※更新申請は割引有効期限の2か月前から行うことができます。				

○自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成

	免許取得費助成	自動車改造費助成
対象者	市内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳所持者 ※所得制限があります。	市内に住所を有する身体障害者であって障害の程度が肢体不自由（上肢・下肢・体幹）の1～3級に該当する者（肢体不自由障害のみで判断） ※所得制限があります。
内容	普通自動車運転免許の取得に要した費用の3分の2を助成（限度額10万円） （助成金の支給については、事前申請及び普通自動車免許取得後の取得届が必要であり、教習所に通所しただけでは支給されません。）	自らが所有し運転する自動車を、身体状況に応じ、操向装置、駆動装置等の改造に要した費用を助成（限度額10万円） （助成金の支給については、事前申請及び自動車改造後の完了届の提出が必要です。）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 教習所の住所・連絡先がわかるもの（申請書に記載欄あり） 	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 車検証 見積書 改造内容の図面等
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係	

※どちらも**事前申請**となりますので、免許取得の場合は教習所が決まった時点、自動車改造の場合は改造前に当係までご相談ください。

○宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について、対象の方以外の不適切な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

対象者	身体障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人などで歩行が困難な方
内容	ゆずりあい対象駐車区画を利用する際に必要な利用証を交付。対象区画に駐車の際には社内に利用証を掲示。（青色（車いす専用使用者用）・緑色の2種類）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県ゆずりあい駐車場利用証交付申請書 交付要件が確認できる書類の写し（各種障害者手帳等）
窓口	郵送による申請→県庁（保健福祉部社会福祉課）で受付 持参による申請→県庁（保健福祉部社会福祉課）及び各保健福祉事務所（塩釜保健所等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用証交付申請書については、市役所障害福祉係窓口でも配布しております。 申請手数料は無料です。ただし、郵送での申請の場合は、利用証送付のため140円分の切手が必要になります。忘れず同封してください。



○駐車禁止除外車両標章の交付

内 容	歩行が困難な障害者等が使用する自動車に対し、申請により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がない等のやむを得ない場合で、自動車に障害者等が現に使用している時又は乗車している時に限り駐車が認められます。(法定の駐停車・駐車禁止場所は対象外)
手 続 き	障害者手帳、自動車検査証、主に運転する方の運転免許証の写し(A4サイズで各2部)を持参して下記窓口で申請となります。 ※一部対象者のみ必要な書類があるため、詳細は塩釜警察署にお問い合わせください。
窓 口	塩釜警察署 電話 022-362-4141

○福祉タクシー利用助成・自動車等燃料費助成 (タクシー券・燃料券)の交付



対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級(3級は下肢障害又は呼吸器機能障害で在宅酸素療法者に限りません。) 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級、2級 <p><u>上記いずれかの手帳をお持ちで、市内に住所のある市民税非課税世帯の方が対象です。</u> 生活保護受給者、同じ世帯に未申告者がいる場合は対象になりません。 また、児童福祉施設、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所されている方は対象になりません。</p>
助成内容 ・ 利 用 の し か た	<p>対象者要件に該当する方は、タクシー券又は燃料券のどちらか1つの申請となりますので、助成内容をよくご確認の上、お選びください。 10月に申請すれば12か月分の助成券が交付されます。申請する月が変わると月数に応じて助成額が差し引かれます。 助成券の有効期限は、申請の日から最初に到来する9月30日までです。</p> <p>【タクシー券】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成額は1月当たり2,500円(500円×5枚)です。 一度に使用できる枚数に制限はありません。 利用券はタクシーチケットサービス株式会社に加盟しているタクシーで利用できます。 交付を受けた方以外は使用できません。 タクシー利用の際は、利用券と併せて手帳を運転手に提示してください。 <p>【燃料券】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成額は1月当たり1,500円(500円×3枚)です。 燃料券は市内3か所の給油所で一度に何枚でも使用できます。 助成の対象となる自動車等は、市内に住所のある方が所有する自動車等です。
申 請 に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳 燃料券を申請の方は、自動車検査証等の車のナンバーがわかるもの
窓 口	介護・障害福祉課 障害福祉係
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> おつりは出ません。支払に500円未満の端数が出た場合は、差額分をお支払ください。 助成券を紛失した際の再発行や、他券との交換はできませんのでご注意ください。 助成券の交付を受けていた方が対象者要件に該当しなくなったときは、速やかに届け出るとともに、残余の助成券を返還してください。



6. 補装具・日常生活用具



○補装具の交付・修理

	障害種別	補装具名
種 目	肢体不自由	義手、義足、装具、車いすなど
	肢体不自由かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
	視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
	聴覚障害	補聴器（高度難聴用、重度難聴用、耳あな型、骨導式）
手 続 き	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ⇒ 所定様式による医療機関の意見書が必要 ・18歳以上 ⇒ 品目、交付・再交付・修理の違いにより、宮城県の判定が必要な場合があります。交付・再交付の場合は原則、県の判定（審査）を受けることになります。 ※平成30年4月から一部対象品目や部品の借受けがはじまりました。 補装具の作製・修理の際は、必ず 事前 に窓口へご相談ください。 支給対象となる補装具の個数は原則として1種目につき1個です。	
自己負担	費用（基準額）の1割（所得等に応じた月額負担上限額の設定あり） ※市民税所得割額が46万円以上の方が世帯にいる場合は支給対象になりません。	
窓 口	介護・障害福祉課 障害福祉係	



○日常生活用具の給付等

主な品目	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、入浴担架、移動用リフトなど
	自立生活支援用具	入浴補助用具、歩行補助つえ、頭部保護帽など
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機、盲人用体温計、音声式血圧計など
	情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー、拡大読書器など
	排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつなど
	居宅生活動作補助用具、住宅改修	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え
品目ごとに対象者が決まっています。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。		
手 続 き	①障害福祉係へ申請書を提出 ②日常生活用具の給付等の決定 ③業者へ自己負担額の支払いと用具の受領 ※ 必ず購入前に申請 してください。住宅改修の方は事前にご相談ください。	
自己負担	費用（基準額）の1割	
窓 口	介護・障害福祉課 障害福祉係	

※**介護保険制度対象の方は介護保険制度が優先されます。**



○難聴児補聴器購入助成

対 象 者	両耳の平均聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない児童で、補聴器を使うことで、脳の発達や言語の習得に効果があると医師が判断された方
内 容	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の児童へ補聴器の購入費用の一部を助成する制度
申 請 に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（市指定様式） ・指定医療機関の医師意見書（市指定様式） ※ 必ず購入前に申請 してください。購入を検討している方は事前にご相談ください。
自己負担	費用の約3分の1（ただし基準額あり） ※市民税所得割額が46万円以上の方が世帯にいる場合は支給対象になりません。
窓 口	介護・障害福祉課 障害福祉係

7. 日常生活の援助等

○在宅酸素濃縮器利用助成

対象者	多賀城市に居住する身体障害者手帳の呼吸器機能障害3級以上の在宅の方で医師の指示により、常に酸素濃縮器を使用している方
内容	酸素濃縮器の使用に要する電気代の一部として、1カ月あたり440円～4,790円を助成 (使用する酸素濃縮器の消費電力や酸素吸入時間により変動あり)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・助成金の振込先となる通帳 ・酸素濃縮器使用指示書（医師が作成するもの） ・酸素濃縮器使用証明書（酸素濃縮器を取扱う会社が作成するもの）
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係

○声の広報等の発行

対象者	視覚障害者など、音声による広報誌を必要としている方
内容	広報誌「多賀城NOW」の内容を録音したCDを配布※市HPでも聴取可能です。
窓口	地域コミュニティ課広報広聴係



○手話通訳者・要約筆記者の派遣

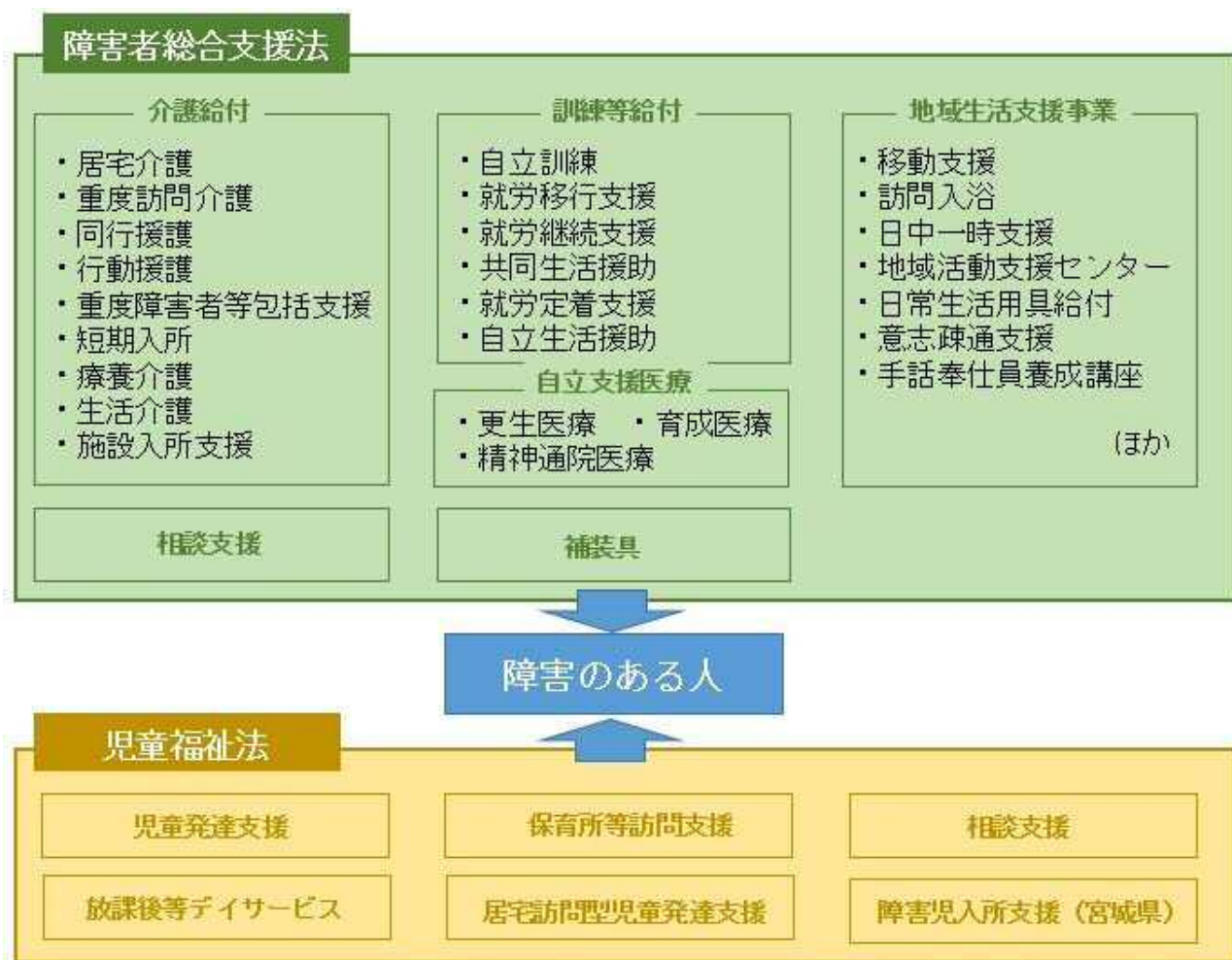
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚に障害がある方 ・音声、言語機能に障害がある方
内容	社会生活上必要不可欠な用務で、適当な意思伝達者がいない場合に手話通訳者等を派遣
申請	派遣を希望する日の7日前までに事前に市役所へ申請が必要となります。
利用料	無料（通訳者への謝金・交通費は公費で負担）
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係

○ヘルプマークの配布

対象者	援助や配慮を必要としている方（障害種別・等級・病名は問いません）
内容	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病を抱えている方など、外見からは分らない方が、ヘルプマークを身に着けることにより、周囲の方からの援助や配慮が得やすくなるよう作成されたマークを窓口にて配布。
利用料	無料（原則一人1個）
窓口	介護・障害福祉課 障害福祉係



8. 障害福祉サービス



障害者総合支援法

障害者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

■サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

*障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

※表中の（者）は18歳以上の「障害者」、（児）は18歳未満の「障害児」のことであり、それぞれが利用できるサービスを表します。

■介護等給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）（者）（児）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護（者）	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③ 同行援護（者）（児）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護（者）（児）	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援（者）（児）	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
⑥ 短期入所（ショートステイ）（者）（児）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護（者）	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護（者）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）（者）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■訓練等給付

① 自立訓練（者）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援（者）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）（者）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 共同生活援助（グループホーム）（者）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。
⑤ 就労定着支援（者）	就労移行支援、就労継続支援、自立訓練もしくは生活介護の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人へ生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行います。
⑥ 自立生活援助（者）	施設や病院から退所・退院し、1人暮らしに移行した人で理解力や生活力等に不安がある人に対して、定期的な訪問による生活状況の確認や関係機関との連絡調整を行います。

■地域生活支援事業（一部抜粋）

① 移動支援	社会参加上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
② 訪問入浴	重度の身体障害者に対し、浴槽などを搬入し、住宅での入浴サービスを提供します。
③ 日中一時支援	日中一時的に見守りが必要な障害児・者を施設等で活動の場を提供します。
④ 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
⑤ 日常生活用具給付	日常生活の便宜を図るため、特殊寝台やストマ用装具などを給付します。
⑥ 相談支援事業	障害者福祉に関するさまざまな相談に応じ、必要な援助などを行います。

児童福祉法

■18歳未満の障害児を対象としたサービス（障害児通所支援）

① 児童発達支援 児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。	児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。
	児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
②放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します
③保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
④居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請します。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

■利用者負担について

【利用者負担額】

原則として利用料の1割を自己負担していただきますが、所得等に応じて自己負担額の上限があります。
※記載されている自己負担額は目安であり、加算等により対象者によって異なります。

〈所得を判断する際の世帯の範囲〉

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある人とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

〈18歳以上〉

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

〈18歳未満〉

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	



【利用者負担の軽減について】

〈多子軽減制度(就学前の児童の利用者負担減)〉

市町村民税課税世帯で、障害児通所支援を利用している就学前の児童とその同一世帯に、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園もしくは情緒障害児短期治療施設に通うまたは障害児通所支援を利用する就学前の児童がいる場合、利用者負担が軽減されます。

こちらが適用されると、

第1子 通常の利用者負担(10/100)

第2子 通常の半分の利用者負担(5/100)

第3子以降 無料(0/100)

となります。

また、世帯における市民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、通所決定保護者と生計を同じくするきょうだいの中で第2子以降の就学前の児童の場合に適用されます。

9. その他



○児童発達支援センター「太陽の家」

心身障害児通園施設として昭和50年に開設した「太陽の家」を、平成27年4月から児童発達支援センターとして運営しています。

■多賀城市児童発達支援センター太陽の家がめざすもの

心身障害児通園施設「太陽の家」は、健常児と障害児の統合保育を行う施設として昭和50年に開設され、子どもたちの成長の手助けをするとともに、ノーマライゼーションの普及などその役割を果たしてきました。

発達の面でほかの子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害のある子にとって、育てられる環境はとても重要です。地域や社会とのかかわり合いを通じて、心身ともに健やかに成長することで、より良い社会生活を自ら営む力が育まれます。豊かに伸びていく可能性を秘めている子ども一人ひとりが、今をもっと良く生き、そして望ましい未来を作り出していけるように、「太陽の家」でこれまで培った統合保育の経験と実績を活かしながら、これをさらに発展させ、地域療育の中核を担う施設として療育を総合的に提供できる機能を持った多賀城市児童発達支援センター太陽の家として運営しています。

■開館時間

開館日 平日8時30分から17時15分まで

休館日 土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

問い合わせ 電話番号 022-365-2752

サービス内容

■児童発達支援（幼児教育・保育の無償化対象事業）

集団生活での遊びや個別の訓練により、生活習慣の基礎を作り、社会性を身につける支援を行います。専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士）による療育支援も行います。

原則として単独通園で、送迎、給食があります。

対象	心身の発達に障害を有し、または発達などに遅れがある概ね2歳から小学校就学前の児童で障害児通所給付費の支給決定を受けている方。
定員	30名
利用時間	9時30分から14時まで
利用料	有料（利用料のほかに給食費などの実費負担があります。） ※所得によって自己負担の上限があります。詳細は利用料における自己負担の上限額をご覧ください。



■保育所等訪問支援（幼児教育・保育の無償化対象事業）

保護者からの要望に応じて、専門の職員が保育所や幼稚園などを訪問し、お子さんの状況に応じた専門的な療育や先生方への助言指導などを行います。

対 象	保育所および幼稚園などに在籍している心身に障害を有し、または発達などに遅れがある児童で、障害児通所給付費の支給決定を受けている方
利用時間	訪問する保育所などで児童が集団生活をする時間内
利 用 料	有料（1日2,000円程度） ※所得によって自己負担の上限があります。詳細は利用料における自己負担の上限額をご覧ください。

■相談支援

お子さんの発達に関することなどの相談を行い、お子さんの状況を把握し、必要な支援へとつなぎます。専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士）による専門相談も行います。

対 象	心身に障害を有し、または発達に不安のある児童(18歳未満)およびその家族
利用時間	8時30分から17時15分まで
利 用 料	無料

■親子療育教室（おひさまひろば）

親子通園により、小集団での遊びなどをとおして、お子さんの発達を促します。保護者の方には、お子さんの成長を促すためのアドバイスをいたします。

対 象	発達に不安のある小学校就学前の児童およびその保護者
定 員	1日10組程度
利用時間	9時30分から11時30分まで
利 用 料	無料

■巡回相談

専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士など）が保育所などに訪問し、先生方に対してお子さんや保護者とのかかわり方などについて、助言指導を行い支援します。

対 象	保育所等の職員
利用時間	訪問する保育所などで児童が集団生活をする時間内

■啓発・研修など

保護者や保育所・幼稚園、学校などの先生方を対象に、児童の発達に関する研修会を開催します。

対 象	市民・保育所等の職員・保護者等
実施内容	詳細は市ホームページに掲載します。年4回程度実施

■利用料における自己負担の上限額

児童発達支援および保育所等訪問支援に係る利用料の自己負担上限月額と、適用区分については下記の表をご覧ください。なお、ひと月に利用したサービス量にかかわらずそれ以上の負担は生じません。

自己負担上限月額表

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円※未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※一般は、収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

■児童発達支援等の利用者負担の無償化について（幼児教育・保育の無償化について）

令和元年10月1日から3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化になりました。

◎対象となるサービスは以下のとおりです。

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

◎対象となる子どもについて

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

◎太陽の家では「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」が無償化対象事業となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。



○地域活動支援センター「コスモスホール」



地域活動支援センター「コスモスホール」は、障害のある方の地域生活を支援するため、創作活動や軽作業などの生産活動、地域との交流などの事業を提供しています。

事業内容は、割り箸の袋入れや手芸などの軽作業、食事作り、季節に応じた行事を盛り込んだレクリエーション、家族や地域との交流を行っています。また、自分だけのゆっくりとした時間を過ごすこともできます。

対 象	障害者総合支援法に基づく障害のある15歳以上の方
所 在 地	多賀城市鶴ヶ谷二丁目15-11 電話 022-365-1165
定 員	20人
開設時間	9時～16時30分 (土・日・祝日除く)
利 用 料	無料(ただし、活動内容により実費負担有り。)



コスモスホールの通所を希望する方は
介護・障害福祉課 障害福祉係へご相談ください。



10. 相談窓口について

障害に関する相談があるときは

名 称	電 話 等	内 容
相談支援事業所「けやき」	多賀城市桜木1丁目4番17号 コーポベルセブン101号 電話 022-362-7872 受付時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時15分まで	電話での相談のほか、家庭訪問などでの相談も行います。 障害福祉サービスを利用する場合の計画を作成します。

お子さんの発達に関することなどの相談

名 称	電 話 等	内 容
児童発達支援センター 「太陽の家」	多賀城市伝上山1丁目1-3 電話 022-365-2752 受付時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時15分まで	お子さんの発達に関することなどの相談を行い、お子さんの状況を把握し、必要な支援へつなぎます。専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士）による専門相談も行います。

精神障害に関する相談があるときは

名 称	電 話 等	内 容
こころの相談	宮城県塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 母子・障害第二班 電話 022-365-3153	心の問題を抱えた本人、その家族および関係者
ひきこもり・思春期こころの相談		ひきこもりや思春期の様々な問題を抱えた本人、その家族および関係者
薬物・アルコール専門相談		お酒や薬物（シンナー、覚醒剤など）のことでお困りの方、家族および関係者

1 1. 市内の主な障害者団体等

団 体 名	事 業 内 容	連 絡 先
多賀城市身体障害者福祉協会	<p>会員相互の連帯と積極的な社会参加を図るとともに地域社会の一員としての自覚と誇りを持ち、身体障害者福祉の向上に寄与するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者の福祉を目的とする事業の調査研究並びに啓発 2. 障害者の福祉を目的とする関係機関との連絡調整及び協力 3. 会員の福祉更生に必要な事業 4. その他、本会の目的達成に必要な事業 	<p>〒985-0873 多賀城市中央二丁目 1-1 多賀城市社会福祉協議会内 電話 022-368-6300</p>
多賀城市手をつなぐ育成会	<p>心身障害児（者）の福祉を増進するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心身障害児（者）の会員相互の理解、連帯感の推進を図る。 2. 教育と福祉、雇用促進に関する相談強化を図る。 3. 心身障害児（者）の在宅指導の拡充強化を図る。 4. 心身障害児（者）の福祉に関する調査研究を行う。 5. 関係団体及び機関との連絡提携に務める。 6. その他、本会の目的達成に関すること。 	<p>〒985-0873 多賀城市中央二丁目 1-1 多賀城市社会福祉協議会内 電話 022-368-6300</p>
多賀城市精神障害者家族会さざんか会	<p>精神障害者福祉の向上を目的に、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族の体験を話し合うなかで、患者に対する家族の態度や接し方などを学ぶ。 2. 病気の再発を防止し、社会生活に適應できるように努める。 3. 関係機関との連携をとり、患者及び家族の福祉向上に役立つことを行う。 4. 県内の家族会との交流をはかり、相互の連携を強める。 	<p>電話 022-368-0560 (事務局)</p>

加入を希望される方は、上記連絡先までお問い合わせください。



12. 各種問い合わせ先

多賀城市役所		各課系の電話番号はすべて直通	
部 名	課 名	係 名	
保 健 福 祉 部	介護・障害福祉課	障害福祉係	022-368-1478
		介護支援係	022-368-1498
	子ども政策課	子育て支援係	022-368-1611
	国保年金課	国保庶務係	022-368-1697
		国保年金係	022-368-1698
総 務 部	地域コミュニティ課	広報広聴係	022-368-2092
企 画 経 営 部	税務課	市民税係	022-368-1370
		固定資産税係	022-368-1371
問 い 合 わ せ 先		電 話 番 号	
多賀城市児童発達支援センター太陽の家		022-365-2752	
多賀城市社会福祉協議会		022-368-6300	
地域活動支援センター「コスモスホール」		022-365-1165	
相談支援事業所「けやき」		022-362-7872	
仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）		022-363-5502（企画総務班）	
		022-365-3153（母子・障害第二班）	
		022-363-5504（疾病対策班）	
宮城県リハビリテーション支援センター		022-784-3589（身体障害支援班）	
		022-784-3591（身障手帳直通）	
宮城県精神保健福祉センター		0229-23-1658（精神通院・精神手帳）	
宮城県中央児童相談所		022-784-3583	
仙台東年金事務所		022-257-6111	
塩釜税務署		022-362-2151	
塩釜県税事務所		022-365-4191	
仙台中央県税事務所扇町出張所		022-232-5702	
東北運輸局宮城運輸支局		022-235-2517	
宮城県軽自動車協会		022-388-6033	
NHKふれあいセンター		0570-077-077	
		045-522-3044（FAX）	
ふれあい案内（NTT 無料番号案内104番）		0120-104-174	
		0120-104-134（FAX）	
NTTファックス104		0120-104-140	
		0120-000-104（FAX）	
JR東日本お問い合わせセンター		050-2016-1600	
仙台市交通局案内センター		022-222-2256	
宮城交通 本社		022-711-5310	
有料道路ETC割引登録係		045-477-1233/045-474-1110（FAX）	

編集・発行 多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課 障害福祉係
〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号
TEL 022-368-1478
FAX 022-368-7394
Eメール：syougai@city.tagajo.miyagi.jp

令和6年4月発行

